

社会福祉法人光摂会障害等部門
障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に関する指針

1、障害者への「虐待」及び「身体拘束等」に関する基本的な考え方について

- ・障害のある方への虐待は、人として当たり前の権利（どこで、だれと、どのように暮らすこと等）を奪う行為として位置づけます。また、正当な理由なく身体を拘束することについても虐待として位置づけます。
- ・私たちは、日々の支援の中に、「虐待の芽」が常にあることを意識し、日々の支援を振り返り、一人一人に適したより良い支援を探し続けることで虐待防止に努めます。

2、障害者虐待防止及び身体拘束適正化等に関する委員会について

- ・虐待が起こりにくい環境作り及び、虐待発生後の再発防止策の検証等を主な目的として、『障害者虐待防止及び身体拘束等適正化に関する委員会』（以下 「虐待防止等委員会」という。）を設置します。なお、虐待防止等委員会については、虐待防止等委員会運営規程にて定めます。

3、障害者虐待防止及び身体拘束等適正化に関する研修について

- ・障害者虐待防止及び身体拘束等適正化に関する研修を、全職員に対して年 1 回以上実施します。

4、障害者虐待及び身体拘束等発生時の対応について

- ・事業所内にて、利用者への虐待等が疑われる事案が発生した場合は、以下の手順にて対応を行います。

《対応手順》

- ① 虐待等が疑われる事案を発見した職員は、管理者に報告する。
*管理者が虐待の当事者であった場合は、統括施設長に報告する。
- ② 管理者は、事案について摂津市障害者虐待防止センター（摂津市障害福祉課）及び統括施設長に報告する。
*管理者が虐待の当事者であった場合は、統括施設長が摂津市障害者虐待防止センター（摂津市障害福祉課）に報告する。
- ③ 統括施設長は、虐待発生から 48 時間以内に法人事務局会議を開催する。また、統括施設長が緊急を要すると判断した場合は、必要な対応についても一時的に実施する。
- ④ 法人事務局会議にて、事案について検証し、当該利用者の適切な対応及び虐待を行った職員等についての対応を協議した上で、再発防止策を検討する。

5、利用者等に対する当該指針の閲覧について

- ・この指針については、利用者等がいつでも閲覧できるように、事業所内での掲示や、ホームページ等での公開を行う。